

第5回 徳島県復興指針検討委員会 議事録（概要版）

日時：令和元年7月24日（水）
午後1時～午後3時30分
場所：徳島グランヴィリオホテル
1階 グランヴィリオホール

出席者

【委員】中林委員長，石本委員，伊原委員，井若委員，金田委員，西條委員，定池委員，
中野委員，細束委員，牧委員

1 開会

2 政策監挨拶

3 議題

- (1) 徳島県復興指針（たたき台）について
- (2) その他

4 閉会

第5回 徳島県復興指針検討委員会での主な意見について

(1) 徳島県復興指針（たたき台）について

【第1章及び第2章関係】

- 基本理念の(1)「地方創生の視点を持った創造的「事前復興」の推進」のバックキャストिंगのところにSDGsの記載や解説を明記した方が、取り組む側としては非常に良いと思う。
- 5ページの「地域コミュニティの維持・再生・育成」において、3段落目の「東日本大震災においては、秋祭りや盆踊りといった地域における伝統文化の存在が」という言葉があり、「民族芸能」や「伝統行事」という言葉が第4章にも出てくるので、そういった言葉を統一していただいた方が、整合性が保てると思う。また、同記載について、伝統行事や民俗芸能にコミュニティの根幹を成すような意味合いまで持たせるのは強すぎるという印象を持っている。
- 5ページのタイトルが「地域コミュニティの維持・再生・育成」と書いてい

るが、第4章の(4)では、「地域社会の再生」になっており、内容は維持・再生の両方を含むものだと思うので、タイトル自体も「維持・再生・育成」としていただくのが適当だと思う。

- 甚大な被害が予測される沿岸部の復興はもちろんのこと、中山間部の活性化の視点が大事だと思う。
- この指針を作り、今の制度では間に合わない、制度を変えて欲しいという、国への提言を県からどんどん出していく必要がある。
- 実際に指針を運用していく際に、第2章に掲げられている7つの復興の主体を、県としてどうリードしていくか、さらにはそれぞれの主体がどんな役割分担をするのかという視点が必要になる。

【第3章関係】

- 27ページと125ページで、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」のことが書いてあるが、東日本大震災等を経て、避難所避難者だけではなく、在宅避難者も含めてコミュニティ全体で支援し合うことが大事になってきている。このため、避難所のみならず、少し視野を広げて、避難所を地域の拠点として、地域全体でケアの必要な被災者にはきちんと心のケア、健康のケアを行っていく、という風にマニュアルを改定していくことが必要である。
- 28ページの「法制度の適用に関する調査」で罹災証明を市町村が出すことになって、罹災証明に伴って被災者台帳も作ることになり、それを県で一括又は共有することで、様々な支援を公平公正に運用していく、という意味づけでは、(ア)と(イ)の間に個人が復興していくためのパスポートとしての罹災証明が大事だということを書いておく必要があると思う。
- 42ページの「災害廃棄物等の処理」で、市町村は産業廃棄物をどうしたらいいのかということについて書いておく。
- 大企業の災害廃棄物まで本当に県が処理するのかということも少し整理があった方がよい。また、大企業の敷地内は企業側での処理とするということや、通常時は行政で受け入れていない中小企業の産業系の廃棄物をどう処理するのかということの整理が必要ではないかと思う。
- 指針ができた後、どういう体制で事前復興の取組をしていくのか。復興はいわば新しい総合計画なので、危機管理部局が主となる災害対応の体制とは全く別で、「2部局制」で進めていかないといけない。
- 指針策定後の復興本部の体制については、地域防災計画にもしっかりと明記しておかなければならない。
- 54ページの「復興計画の策定及び進捗管理」について、関係部局が危機管理部になっているが、それは現時点という理解でいいのか、それとも本当に

災害復興時に危機管理部が復興計画を策定するののかということは、検討いただけたらと思う。

- 56ページの「復興計画の策定及び進行管理」の市町村の「実践する事前復興」で、復興計画のたたき台のような形で、地区防災計画の策定を支援していくということをトレーニングと合わせて明記していただけたらと思う。
- 63ページに記載されている災害ケースマネジメントを本物にしていくためには、福祉を中心に災害ケースマネジメントに関連する士業団体、専門家、ボランティアを含めてのネットワークづくりなど、平時から手をつないでおくというのは本当に大事なことだと思う。ぜひそこは書き込み、事前に準備し、実践しておくということをきちんとまとめておくことが大事だと思った。
- 被災者ごとに異なる、様々な悩み事についてきちんと対応していくことが、災害ケースマネジメントの重要な要素であるので、「徳島型災害ケースマネジメント」とは何かを、一度県の中でも検討してみてもどうか。
- 本指針が2060年頃の徳島を想定する中で、災害ケースマネジメントによる支援を「受ける」側の人は増えることが予想される一方で、災害ケースマネジメントを「行う」側の人数は減少することが予想される。そうした中で、法整備、資金、人材育成などはきちんと行っていく必要がある。
- 73ページの「復興財源の確保」の復興基金について、もう少し大きく書いていただきたい。

【第4章関係】

- 80ページ「応急的な住宅の供給計画の検討」の中に、建設型と借上げ型をどのように位置づけ、対応するののかということを整理しておいた方が良い。
- 仮設住宅の供給について、市町村目線を見た時に、どのように取り組んだらいいのかということに配慮しておいた方が良い。
- 木造の仮設でも、基礎を作ったという事例があり、そのようなことをやっていくというのは大事なことかと思う。
- なるべく高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるというのが大事だということを、80ページの「応急的な住宅の供給計画の検討」、94ページの「住宅供給に関する基本計画の作成」、第4章の195ページの「都市復興基本方針の策定等」の計画間で連携させることが重要になる。
- 82ページのc「応急的な住宅の供給計画の策定」には、災害危険区域となりそうなところは避けるなどの表現を追加する必要があると思う。
- 88ページに「ソーシャル・ミックス」という表現があるが、ソーシャル・ミックスよりもコミュニティの維持を強調した方が、特に高齢者のことを考えた場合適当ではないかと思う。

- 仮設住宅入居者のソーシャル・ミックスについて、高齢者に優先的に木造の仮設に入っただき、そのまま公営住宅化していくということも整理をいただく方が良い。
- 応急仮設住宅のところも同様に「コミュニティの維持」に配慮した記載が必要であると思う。
- 90ページの「アウトリーチでの福祉サービス」について、入居の募集に際してのアウトリーチなのか、入居後のサポートとしてのアウトリーチなのか、あるいは両方なのかということがイメージしにくかったので、表現を工夫してほしい。
- 91ページからの「利用の長期化・解消への措置」では、みなし仮設部隊と建設仮設部隊で全く仕事の内容が違うので、きちんと書き分けた方が良い。
- 100ページに「応急仮設住宅の改良利用」があり、仮設住宅の91ページにはないため、記載した方がいい。
- 徳島県では、3階建ての木造を公営住宅とすることを、是非ご検討いただけたらいいのかなと思う。
- 100ページの（ウ）「応急仮設住宅の改良利用」に関して、東北では、仮設住宅の段階で厚生労働省が平成24年1月に担当課長から応援職員やボランティアにも提供できるような通知を出していることから、仮設住宅に余裕があり、要件を満たしていれば、応援の方々に提供するというところも、仮設住宅の部分に書き込むことを検討いただきたい。
- 100ページの（エ）「入居要件の緩和」に関して、収入要件や被災の程度というところを書き込んでいただけると具体的なイメージが膨らむのではないかなと思う。
- 「離職者」と「被災離職者」、すなわち、「(自らは被災していないが)被災した事業主が廃業したために無理矢理辞めさせられた」のか、「自らも被災してやむを得ず辞職したのか」によって支援の仕方も異なる。もし「被災離職者」に対していくばくかの支援があるのであれば、その区別をきちんとしておかなければならない。
- 137ページの「医療・保健対策」のdについて、「健康支援活動」という文言で検討いただきたい。
- 137ページのdの中の、○3つ目で、「ミニイベント」に代えて「キャンペーン」という言葉を使っていたいただきたい。
- 被災前の住民の健康づくりはある意味一番の強靱化である。そこきちんとやっていくことも大事であると思う。
- 140ページの「福祉対策・要配慮者支援対策」にも、アウトリーチのことを書き加えてほしい。

- 142ページの、市町村・県で手話通訳者、ガイドヘルパーのニーズを把握して調達するということに関しては、ほとんどの市町村が私どもの視聴覚障がい者支援センターと契約し、センターが一括して登録者を派遣しているというのが現状である。よって、調達については、その流れや連携体制について、あらかじめ把握・周知しておく必要がある。私どもの方は手話通訳者等、また県外の全国レベルの組織とのやりとりもあり、全国団体との支援協定みたいなものもあるので、そのような組織と連携して顔の見える関係を常に構築しておきたいと考えているので、縦だけではなくて、横の連携を是非お願いしたい。
- 心のケアでは、例えば聴覚障がいの方であれば、手話通訳者と一緒にチームで動くなど、手話通訳者等の必要性もあり、そういったところも考えていただけたらと思う。
- 147ページの「メンタルヘルスケアの充実」について、心のケアセンターを設置するのか。
- メンタルヘルスケアに関連して、岩手県、熊本県のように子供達の心のケアについて、一年に何度か授業と心と体の健康チェックをセットで実施し、その結果を蓄積するということを検討していただきたい。
- メンタルヘルスの部分は長期化するため、今の体制に加えて、新たな体制が必要かどうか、また支援者の育成や外からの応援を頼む、地元で常駐してもらうなどを検討いただければと思う。
- 150ページの「学校の再開」について、「入学」のことは記載されているが、3月にきちんと「卒業」させてあげるという視点も大事である。県教育委員会として、「入学」と「卒業」について、どういう時期にどういう判断をして、具体的に何をしていくのかということを決めておくことが大事であると思う。
- 154ページの「ボランティアとの連携」で、全国的な組織を受け入れる地元の間支援組織の育成について記載するとともに、運営するための経済的支援の仕組みを作ってほしい。
- 154ページのタイトルが「ボランティアとの連携」となっているが、中身はNPO、民間団体等との連携についても触れられているので、「多様な主体との連携」などとした方がよいのではないかと。
- 第1章の理念のところに掲げられている「地域コミュニティの維持・再生・育成」を指針全体に通貫させるという意味では、158ページにはコミュニティの「再生」ではなく、避難所期からの「維持」の視点が必要であると思う。
- 159ページの「地域コミュニティの再生」では「準備する事前復興」に、地区防災計画を地域防災計画に盛り込んでおくということが明記されているが、

第2章に沿って書くのであれば、「準備する事前復興」ではなく「実践する事前復興」という項目で統一していただいた方が良いと思う。

- 168ページからの「災害記憶（遺産）の継承」について、「被災者の感情に配慮して」というような文言を追加してはどうか。
- 176ページ以降の土砂災害対策，洪水対策のところ，「災害廃棄物処理計画」だけでは処理しきれないガレキが溢れてしまった際に，これを国（農林水産省）と連携してどう処理するのかという点を検討してほしい。
- 201ページの「災害危険区域等の設定」について，速やかな災害危険区域等の設定をするためには，事前にある程度の合意形成のプロセスが必要であり，災害危険区域がどのような条件で設定される可能性があるということが，ある程度事前に住民の中に伝わっているなどの事前からの準備が必要であると思う。また，市町村にも，事前に災害危険区域に関する条例を制定してもらうことを推進するという表現をどこかに加えてはどうか。
- 210ページの「市町村に期待する取組」に空き家の除去のことが書かれているが，「準備する事前復興」ではなく「実践する事前復興」に入れた方が適切ではないか。
- 219ページの「公園・緑地等の復興」において，災害危険区域に設定した低平地をどう使っていくのかということ，公園との関係で整理をしておく必要がある。
- 中小企業，漁業農業の復旧のところにグループ補助金が明確に書かれてない。グループ補助金というのは，熊本でも非常に有効だったので，整理をしておく必要がある。
- 中小企業の再建について，被災前と同業種だけでなく，異業種での再建がありうることを念頭に，被災前に異業種とのネットワークづくりをしながら選択肢を増やしておくことが重要であると思う。
- テレワークを利活用することによって，中小企業を含めた地域の復興を考える視点が必要であると思う。
- 仮設店舗の整備だけでなく，そうした店舗を集めて商店街を作るなどの取組が重要であると思う。
- 津波で流された漁業者の船の再取得を支援する取組が，東日本大震災時にあったかと記憶しているので，どこかに追記してほしい。

（2）その他

特になし。

以上